

京都市病院事業財務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第128号

京都市病院事業財務規則の一部を改正する規則

京都市病院事業財務規則の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「事務局」を「京都市立病院事務局及び京都市立京北病院」に改める。

第14条中「経理課長」を「京都市立病院事務局管理課長及び京都市立京北病院事務長」に改める。

第37条第1項各号列記以外の部分中「第21条の5第1項第12号」を「第21条の5第1項第15号」に改め、「の各号」を削り、同項に次の4号を加える。

- (4) 式典、会議、催物等のために即時支払を必要とする経費
- (5) 現場において支払を必要とする雇用、借上げ等に要する経費
- (6) 少額であることその他特別の理由により、即時支払をすることが適当と認められる借地料及び借家料
- (7) 日本郵政公社に対して支払う経費

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

- (1) 金銭出納員及び副金銭出納員となる職並びにこれらの者が所掌する事務

区 分	企業出納員となる職		所 掌 す る 事 務
	金 銭 出 納 員	副 金 銭 出 納 員	
京都市立病 院	管 理 課 長	管理課経理係長	医事課に属するもの以外の金銭の出納そ 他の会計事務
	医 事 課 長	庶務を担当する担 当課長補佐又は担 当係長	使用料及び手数料の収納その他の会計事 務
京都市立京 北病院	事 務 長	庶務を担当する担 当課長補佐又は担 当係長	す べ て の 会 計 事 務

(2) 物品出納員及び副物品出納員となる職並びにこれらの者が所掌する事務

区 分	企業出納員となる職		所 掌 す る 事 務
	物 品 出 納 員	副 物 品 出 納 員	
京都市立 病院	管 理 課 長	管理課経理係長	栄養科及び薬剤科に属する物品以外の物 品の出納その他の会計事務
	栄 養 科 部 長	栄 養 科 事 務 係 長	給食材料の出納その他の会計事務
	薬 剤 科 部 長	部長の指定する薬 剤師	薬 品 の 出 納 そ の 他 の 会 計 事 務
京都市立 京北病院	事 務 長	庶務を担当する担 当課長補佐又は担 当係長	す べ て の 会 計 事 務

別表第21(1)中「病院事業収益」を「市立病院事業収益」に、

		その他特別利益	
を			
		その他特別利益	
市立京北病院 事業収益	医業外収益	外来収益 診療所収益 居宅サービス事業 収益 他会計負担金 その他医業収益 受取利息配当金 他会計補助金 国庫補助金 府補助金	一般会計負担金 医療相談収益 その他医業収益 預金利息 基金利息 有価証券利息 配当金 一般会計補助金 臨床研修費補助金 特殊診察部門運営費補助金 救急医療施設運営費等補助金

			へき地診療所運営費等補助金
	特別利益	患者外給食収益	
		消費税及び地方消費税還付金	
		その他医業外収益	
		固定資産売却益	
		過年度損益修正益	
		他会計補助金	一般会計補助金
		その他特別利益	

に改める。

別表第2 1(2)中「病院事業費用」を「市立病院事業費用」に、

を			雑費
に、			雑費 補償費
を		雑損失	その他雑損失
に、		雑支出 雑損失	雑支出 雑損失

	予備費	予備費	
を	予備費	予備費	
市立京北病院 事業費用	医業費用	給与費 材料費 経費	給料 職員手当 法定福利費 報酬 賃金 薬品費 診療材料費 給食材料費 医療消耗備品費 厚生福利費 報償費 交際費 旅費交通費

			職員被服費
			消耗品費
			消耗備品費
			光熱水費
			燃料費
			食料費
			印刷製本費
			修繕費
			保険料
			賃借料
			通信運搬費
			委託料
			諸会費
			雑費
			補償費
		減価償却費	
			建物減価償却費
			構築物減価償却費
			器械備品減価償却費
			車両減価償却費
			放射性同位元素減価償却費
			その他有形固定資産減価償却費
			無形固定資産減価償却費

			電気供給施設利用権減価償却費
		資産減耗費	
			たな卸資産減耗費
			固定資産除却費
		研究研修費	
			研究費
			謝金
			図書費
			旅費
			研究雑費
			奨学金
	医業外費用		
		支払利息及び企業 債取扱諸費	
			企業債利息
			長期借入金利息
			一時借入金利息
			企業債手数料及び取扱費
		繰延勘定償却	
			企業債発行差金償却
			退職給与金償却
			試験研究費償却
			控除対象外消費税額償却

		患者外給食材料費	
		雑支出	雑支出
		雑損失	雑損失
		消費税及び地方消費税	
	特別損失		
		固定資産売却損	
		過年度損益修正損	
		その他特別損失	
	予備費	予備費	

に改める。

第1号様式を同様式1 京都市立病院用とし、同様式に次のように加える。

2 京都市立京北病院用



径 13ミリメートル
て ん 書
朱 肉 印

第2号様式を同様式1 京都市立病院用とし、同様式に次のように加える。

2 京都市立京北病院用



径 15ミリメートル
て ん 書
朱 肉 印

第3号様式を同様式1 京都市立病院用とし、同様式に次のように加える。

2 京都市立京北病院用



径 15ミリメートル
て ん 書
朱 肉 印

第3号様式の2を同様式1 京都市立病院用とし、同様式に次のように加える。

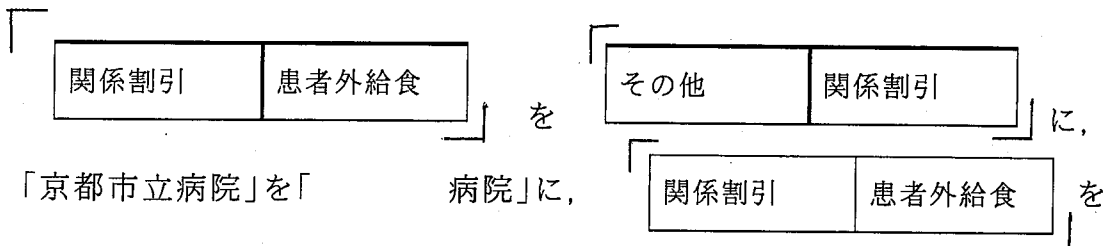
2 京都市立京北病院用



径25ミリメートル

年月日の印は、回転式とする。

第21号様式1中「京都市立病院」を「 病院」に、同様式2中「予防法申請等」を「理学療法等」に、



その他	関係割引
-----	------

に改める。

第22号様式備考以外の部分、第23号様式、第24号様式、第27号様式から第31号様式までの規定、第33号様式、第34号様式、第35号様式備考以外の部分及び第38号様式中「京都市立病院」を「病院」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(保健福祉局保健衛生推進室健康増進課)